

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）について

改正理由

■ 部落差別の現状

- 部落差別は様々な取組により解消へと向かっているものの、今もなお個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが存在しています。
- インターネットを利用した本県に関する部落差別の書き込みの調査を行っており、調査により把握した部落差別の書き込みについては、プロバイダ等への削除依頼を行っています。しかしながら、削除されない書き込みもあります。

改正案

「特定電気通信役務提供者の責務」を追加

- ◆ 県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆ 利用者が投稿した情報により部落差別が行われていることを確認した場合には、当該情報の削除など必要な取組を行うことを求めます。

「部落差別への取組」へ以下の点を追加

- ◆ 市町村との適切な役割分担を踏まえ、インターネットを利用して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう促すとともに、当該情報を削除するように促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆ 市町村に対しては、インターネットを利用して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう促すとともに、当該情報を削除するよう促すことを依頼します。